

「認知症対応型通所介護への運営推進会議」の設置・開催について

利用者の「困り込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」の設置・開催が義務付けられることとなった。パブリックコメント等を経てご意見を募集し、平成 28 年度中に地域密着型通所介護と合わせて条例改正手続きを行う予定。

(1) 運営推進会議の構成

- ① 利用者
- ② 利用者の家族
- ③ 地域住民の代表者
- ④ 認知症対応型通所介護について知見を有する者 など
- ⑤ 事業所が所在する市の職員（介護保険係介護サービス担当）
- ⑥ 当該区域を管轄する地域包括（在宅介護）支援センターの職員
- ⑦ 事業所職員

※1 「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。（介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q & A について・平成 18 年 9 月 4 日 問 16）

※2 参考

定期巡回随時対応型訪問介護看護	3 月に 1 回
地域密着型通所介護	6 月に 1 回
認知症対応型通所介護	6 月に 1 回
療養通所介護	12 月に 1 回
小規模多機能型居宅介護	2 月に 1 回
地域密着型特定施設入所者生活介護	2 月に 1 回
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 月に 1 回
看護小規模多機能型居宅介護	2 月に 1 回